

東京都地域防災計画（平成 24 年修正）（案）と修正素案の対比表

事項	東京都地域防災計画（平成 24 年修正）の主な変更事項	修正素案における記載内容
全体共通	用語説明の追記や数値の時点更新などの軽微な修正を実施	—
第 1 部	第 3 章 地震に関する調査研究 南海トラフに関する都独自の被害想定の実施	(記載なし)
第 2 部第 1 章	第 2 節 ・新たな協定の締結等を踏まえて、協力機関を追加 (日本自動車ターミナル、全国物流ネットワーク協会など)	(記載なし)
第 2 部第 3 章	第 1 節 多摩地区都営水道 26 市町と東京都の間で、「上水道における排水 栓の取扱い等に関する覚書」を締結 第 5 節 予防対策 4-2 オ 毒物・劇物取扱施設の安全化 危害防止規定の確認及び作成指導 など	(記載なし) (記載なし)

事項	東京都地域防災計画（平成 24 年修正）の主な変更事項	修正素案における記載内容
第 2 部第 4 章	<p>第 5 節 予防対策 1 ア道路・橋梁の安全確保等</p> <p>路面下空洞調査などによる道路の維持管理の着実な実施 など</p>	(記載なし)
第 2 部第 5 章	<p>第 5 節 予防対策 9 島しょの地震・津波対策の推進</p> <p>南海トラフの巨大地震に関する都の被害想定をとりまとめ、島しょ町村に提供するなど、各島の津波対策を支援</p> <p>津波を想定した総合防災訓練を島しょ町村と合同で行い、新たな避難計画の策定や、その後の防災訓練に活用</p>	<p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>
第 2 部第 8 章	<p>第 5 節 予防対策 3 医療施設の基盤整備</p> <p>災害時に拠点となる病院への供給ルートの耐震継手化の優先的な推進</p> <p>第 5 節 応急対策 1－4 ア保健活動</p> <p>巡回健康相談等を行うため、保健師・<u>管理栄養士</u>その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣</p>	<p>(記載なし)</p> <p>巡回健康相談等を行うため、保健師・<u>栄養士</u>その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣</p>

事項	東京都地域防災計画（平成24年修正）の主な変更事項	修正素案における記載内容
第2部第9章	第5節 予防対策1イ事業者における施設内待機計画の策定 テナントビル等における施設管理者と入居者と連携した施設内待機に係る取り決め	(記載なし)
	帰宅ルールの設定 帰宅時間が集中しないための対応やメール等による帰宅状況の把握など	(記載なし)
	第5節 予防対策1ウ駅前滞留者対策協議会の設置 協議会による取組の記載内容を充実	(記載なし)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会による図上訓練や情報連絡訓練などを通じた検証と地域の行動ルールへの反映 	(記載なし)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星携帯電話、PHS、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制の計画的な整備 など 	(記載なし)
	第5節 予防対策2 帰宅困難者への情報通信体制整備 帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 など	(記載なし)
	第5節 予防対策3 一時滞在施設の確保 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時滞在施設に関する普及啓発 ・ 防災関係機関への周知 ・ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理 	(記載なし)

事項	東京都地域防災計画（平成 24 年修正）の主な変更事項	修正素案における記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の一時滞在施設の確保に関する支援策 第 5 節 予防対策 4 ウ帰宅支援対象道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定 16 路線の都民への周知 など 	(記載なし)
第 2 部第 1 0 章	第 5 節 応急対策 2 避難所の開設・管理運営 (食品の安全確保) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導 (避難所の運営等) <u>保健師・管理栄養士</u> その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談等の保健活動の実施	(記載なし) 保健活動班を編成し、避難所における健康相談等の保健活動の実施
第 2 部第 1 1 章	第 1 節 2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 社団法人東京都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協定を締結	(記載なし)
第 2 部第 1 2 章	本章における対策の基本的考え方 都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても <u>原子力災害対策重点区域</u> に都の地域は含まれていない。	都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「 <u>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (EPZ)</u> 」に都の地域は含まれていない。
第 2 部第 1 3 章	第 5 節 予防対策 4 がれき処理 各区市町村がれき処理マニュアルの策定	(記載なし)